

## 西宮市立公民館グループ等使用者登録要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立公民館（以下「公民館」という。）を使用するグループまたは団体（以下「グループ等」という。）の活動と円滑な使用を支援するために、公民館使用者登録等に関する必要な事項を定める。

### (使用許可)

第2条 公民館の使用は、この要綱に基づきあらかじめ使用者登録したグループ等に対し許可することができる。

### (グループ登録)

第3条 次の各号を満たすグループは、公民館の使用者登録ができる。

- (1) 使用者登録に必要なグループの名称、代表者および活動の内容が定められていること。
- (2) 代表者の住所が確認できる運転免許証等の本人確認書類が提示できること。
- 2 前項第1号のグループの名称は、もっぱら営利を目的とする活動と混同されるおそれのある表現を使用することはできない。
- 3 前項第1号の活動において会費（教材費等の実費及び公民館使用料相当額は会費から除く。）を徴収する場合は、月額3000円以下または日額1000円以下としなければならない。

### (団体登録)

第4条 次の各号を満たす団体は、公民館の使用者登録ができる。

- (1) 活動実体がある団体であること。
- (2) 使用者登録に必要な団体の名称、代表者および活動内容が定められていること。

### (登録不可)

第5条 前2条において使用者登録できないグループ等は、次の各号の場合とする。

- (1) 公民館の使用目的が、西宮市立公民館条例（昭和36年西宮市条例第11号。）第4条第2項各号または西宮市立公民館使用取扱要綱第5条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 市長が公民館使用において使用者の責めに帰すべき事由により使用者登録を取消した場合において当該事由が継続していると認められるとき。

### (登録申請等)

第6条 公民館の使用者登録を行うグループ等は、西宮市公共施設予約システム“文化・まなびネットにしのみや”利用規約（以下「規約」という。）に同意のうえ公民館窓口において登録申請しなければならない。

- 2 市長は、前条の各号に該当しないと認めるときは使用者登録を承認し、規約の規定による登録者番号およびパスワードを交付する。
- 3 使用者登録の承認を受けたグループ等が代表者の変更等の登録内容に変更が生じた場合は、規約の規定による変更手続きを行わなければならない。
- 3の2 使用者登録の承認を受けたグループ等は、前項に定める変更手続き及び市長が必要と判断した場合に、第3条第1項第2号に定める本人確認書類を提示しなければならない。

- 4 使用者登録の承認を受けたグループ等が公民館を使用する必要がなくなった時は、使用者登録廃止の手続きを行わなければならない。
- 5 市長は、グループ等が公民館を最後に使用した日から 3 年間公民館の使用がなかった時は、使用者登録を抹消することができる。
- 6 使用者登録を抹消されたグループ等が公民館を使用する場合は、この要綱の規定に基づき新たに使用者登録を行わなければならない。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、公民館使用者登録等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日より実施する。

#### 附 則

この要綱は令和 6 年 9 月 1 日より実施する。